

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 茨高教組中央委員会

12月1日(土) 10:00-16:00 霞ヶ浦文化体育会館(「水郷体育館」) 視聴覚室  
土浦市大岩田1051 ☎029-823-4811

## 県医師会長が県教委の施策をきびしく批判

### 総括安全衛生委員会開催

10月24日、2012年度第1回県立学校総括安全衛生委員会が開催された。委員紹介から始まり、事務局(教育庁保健体育課)から教職員の健康管理に関する調査結果等の報告の後、協議が行われた。

### 精神疾患の背景

表は県立学校における療休者数(7日以上3か月未満)である。

	一般疾患	精神疾患
2011年度	166名	23名
2012年度(9月まで)	84名	33名

\*精神疾患による療休者は特別支援学校で相対的に多く、また40歳から50歳代で高率となっている。

教職員で精神疾患の療休者が増加している原因として、教職員委員が、職場や教職員の実態を述べた。

教員は、生徒や保護者を中心としていろいろな人間とコミュニケーションを取らなければならない。職務上当然のことではあるが場合によっては苦痛・ストレスと感ずることもある。たとえば、電話での相談が多く、3時間近く話したこともあった。

仕事が多いのに教員の数それが

に見合わない。教育庁がつくって降ろしてくる新たな仕事が過重負担をつくりだす。

### 産業医のいない学校職場

茨城県医師会長で「総括健康管理医」の齋藤浩委員が、学校の教職員については労働基準法・労働安全衛生法の定める最低基準が守られていないことを指摘した。たとえば、企業であれば認定講習50単位を受講し「認定産業医」の称号をもった医師が産業医として配置されるのが当然なのに、学校には、産業医資格のない学校医が「健康管理医」という名称で配置されているだけだ、と指摘した(解説参照)。

産業医学に関する知識・経験をもたない「学校医」が名前だけ「健康管理医」として配置されることの不当性については、20年前から茨城県高等学校教職員組合が指摘してきたことであるが、今回の茨城県医師会長の発言は、一片の内部通達や大臣告示で労働安全衛生法の規定を蹂躪してきた文部科学省や、その上にあぐらをかいて法律にしたがった安全管理体制の整備を怠ってきた茨城県教育委員会の責任問題を、改めてあきらかにした。

### 精神疾患対応の誤り

「総括健康管理医」の委員は、

県教委が運用する「職場復帰トレーニング」についても、きびしく批判した。すなわち、職場復帰トレーニングについては、校長・対象者・主治医の「三者合意」に基づき、校長が計画(内容・期間等)を策定することになっているが、「三者合意は対象者・家族・産業医によるべきだ」というものである。産業医を配置しない、資格・能力のない校長に権限を持たせる、など茨城県教育委員会の姿勢は、医学的にみても容認できないものである。

これらの批判は、教育次長が委員長をつとめる総括安全衛生委員会での公式発言である。茨城県教育委員会は、指摘を無視することはもはや許されない。

### パワー・ハラスメント指針

教職員委員からパワー・ハラスメント問題に関する資料を配付し、討議した。パワー・ハラスメントは教職員の精神疾患発症の主要な原因のひとつともなっている。他県ではすでにパワー・ハラスメントに対処する「指針」を制定している。本県でも「指針」制定の必要があることが確認された。

なお、高教組推薦の委員は、総括安全衛生委員会での討議内容を「委員会ニュース」として県内の学校職場に伝達する必要がある旨

## 学校職場におけるモラル・ハラスメントの加害者と被害者

### 「絶対に許されない行為」

本紙前号(2012年10月25日、第1055号)で茨城県立学校における教職員間のモラル・ハラスメント事例を2件紹介した。心身に変調をきたすまで同僚を攻撃し続け、重大な結果を招いてもいささかの反省もない加害者らの行為は、児童生徒たちのあいだでの「いじめ」に相当する行為と見てよいだろう。

児童生徒間の「いじめ」について、小野寺俊茨城県教育委員会教育長は、つぎのように述べている(『教育いばらき』No.522、2012年10月)。

県では、いじめが「絶対に許されない行為」であるという認識を徹底することはもちろん、起こってしまいたいじめに対しても、早期発見と早期解決に取り組みます。[……]児童生徒や保護者、地域の方々などから広くいじめの情報を収集し、早期解決に努めます。

自分たちの職場での「いじめ」に気づかない、気づいても放置

意見を述べたが、これについて県教委は「検討する」とした。

(解説) 日本医師会は、産業医の資質向上と地域保健活動の一環である

する、それどころか「いじめ」に加担し多くの被害者をうみだす。このような教員集団であっては、まことに残念なことながら、児童生徒間の「いじめ」が「絶対に許されない行為」であるとの「認識の徹底」など到底望めまい。「早期発見と早期解決に取り組むことなど、いかにして実現しえよう。

### 「いじめ」概念の問題点

それにしても、「いじめ」が許されないことは自明のことであるのに、学校職場に少なからぬ加害者が出現し、加害行為が管理職員と同僚によって黙認・助長されるのはなぜなのか?

ひとつの要因として、「いじめ」というコトバの不適切さがある。すなわち、文部科学省など教育行政当局や報道機関が用いてきた「いじめ」という用語は、児童生徒における事案を分析するうえでもいささか不相当であり、そしてまた、学校職場における事案についてただしく認識し、対応を考えるうえでも妥当なものではないのだ。

「いじめ」概念について少々検討する。文部科学省など教育行政当局は、従来「いじめ」を次のように定義していた。

- ①自分より弱い者に対して一方的に、
- ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ③相手が深刻な苦痛を感じているもの

この定義においては被害者が「弱い者」とされ、当然ながら加害者がまるで「強い者」であるかのようにみなされる。何をもって「強い」「弱い」とするのか曖昧だが、つまるところ被害者を「弱い」ものとして見下しているものであり、きわめて不適切であった。そこから出てくるのが、「被害者にも原因がある」とか、「抵抗することすらせず、みずから甘んじて被害者になった」などの、被害者をさらに追いつめる無責任な言説である。

文部科学省は、2006(平成18)年になって、この定義を次のように転換した。

当該児童生徒が、一定の人

【2面につづく】

産業医活動の推進を図るために、所定のカリキュラムに基づく産業医学基礎研修50単位以上を終了した医師等に「日本医師会認定産業医」の称号を付与し、認定証を交付している。

この認定証は、5年ごとに、「産業医学生涯研修」20単位以上を修了しなければ更新されない。(dl.med.or.jp/dl-med/doctor/ssi/sangyo\_tebiki\_H2304.pdf) ■

## 【1面右ハラスメント記事つづき】

間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

さらに『『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする』としたうえで、『『いじめられた児童生徒の立場に立って』とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである』と注記した。

「強い」「弱い」が削除された。「深刻な苦痛」の「深刻」も外されるなど、以前の定義よりはだいぶ改善された。しかしながら、「いじめ」というコトバそのものは、やはり実態に照応しない。「いじめ」は、英語でいえば **bully** ないし **tease** だろうが、さほど深刻なものではなく、「からかう」という程度の意味合いだろう。児童生徒の場合にしても、職場における成人の場合にしても、重大な精神的被害をあたえる継続的・反復的で酷薄な加害行為を指す語としては不相当である。

文部科学省が「強い」者による「弱い者」に対する行為とする当初の定義を撤回したところで、「いじめ」という語の固有の意味を変更することなどできるはずもない。「弱いものいじめ」とは言うが、「強いものいじめ」とは絶対言わないのはなぜか、考えてみるべきだ。「いじめ」という語を用い続ける限り、被害者を「弱い」者とみなす重大な錯誤に陥ることは避けられず、したがって起きている事象をただしく把握し、効果的に対処す

ることが難しくなるだけだ。

## モラル・ハラスメント

そこで、フランスの精神科医マリー・フランス・イルゴイエヌが提唱する「モラル・ハラスメント **moral harassment**」概念を手がかりにして考えることにする（原語はフランス語だが英語に置き換える）。

「モラル **moral**」は、「道徳的」という狭い意味ではなく、「精神的」という広い意味である。「ハラス **harass**」は「たえず困らせる」、「くりかえし攻撃する」という意味だが、「相手を悩ませる度合いは **tease, bother, pester, nag, worry, plague, harass** の順で強くなる」とされる（『ジーニアス英和大辞典』2001年、大修館）。

「モラル・ハラスメント」という概念を用いることで、「いじめ」という語に必然的につきまとう誤解を回避し、従来十分に注意を払われていたとはいえない学校職場におけるトラブルについてもただしく認識し、有効に対処する端緒を見いだせるように思われる。

この概念をもちいることで、①加害者と被害者それぞれについての心理分析のうえに、②加害者がどのようにして被害者を把握し、どのようにして被害者を攻撃して甚大な危害を加えるのかが具体的・詳細に示される。そして、③重大な精神的加害行為であること、④犯罪としての「加害-被害」の非対称性が存在することも明確になる。

以下、イルゴイエヌの著書『モラル・ハラスメント』（1998年〔高野優訳、紀伊國屋書店〕）によって、概要を見る。（カギ括

弧内は和訳からの引用。段落の末尾の丸括弧内は、前号の2つの事例において対応する点）

## モラル・ハラスメントの加害者

イルゴイエヌによれば、モラル・ハラスメントの加害者は、「自己愛的な性格が〈変質的〉な段階にまで高まってしまった人間」であり、「自分が〈常識〉であり、真実や善悪の判定者であるかのようにふるまう」。

「〈他人に共感することができず〉、その感情を理解することができない」が、そのいっぽうで、「他人からは注目されたり、自分のしたことに感謝されたいと思っている」。（教諭Aと教諭Cは、他の教員の授業の方法・内容まで強要して相手の自主性を一切認めず、反対されると激昂する。そして相手の苦痛にはまったく無頓着である。）

加害者は「本当の意味での主体性を持たないので、どんなことに対しても自分には責任がないと考える」。（教諭Cは、虚偽の「学校の方針」に責任転嫁するなど、自分の行動は他律的である。そのくせいったん自分のものとして選択するとそれに異常にこだわり、疑問・反論を絶対に許容しない。）

加害者は、「相手を怒鳴りつけたり、監視したり、いつでも緊張させておくように仕事の期限を設定して、それを正確に守らせる」ことで、被害者が反抗できないようにする。（教諭Cは、自習ノートと自習用副教材の回収の滞りについて、講師にたびたび確認したうえで生徒への催促をおこなうようしつこく要求した。）

## モラル・ハラスメントの被害者

## 茨城県内のほぼ全域が除染作業の対象とすべき汚染地域

これまで2回にわたって、「放射性物質汚染対処特別措置法」運用の実情について見てきた。環境省は、放射性物質が風雨や児童生徒の活動で飛散・移動して減少しやすい土のグラウンドだけを測定して対象校を絞り込んだ（本紙第1054号、第1055号）。

もちろん飛散・移動した放射性物質はせいぜい2割ないし3割程度で、大部分は今もそこにとどまっている。土のグラウンドから飛散・移動した放射性物質は消滅するはずもなく、周囲のフェンス際や片隅の草地に吹き寄せられてそこに堆積し、あるいは周囲の側溝に流れ込み、さらに下流の調整池や下水道に流れ込んだほか、周囲の市街や宅地にたまっている。

もちろん放射性物質が降下・沈着したのはグラウンドだけではない。草地・芝生、校舎や渡り廊下の屋根、アスファルトやコンク

リート舗装面にも、2011年3月21日から22日にかけての降雨で大量の放射性物質が降下・沈着した。どの程度その場に固着し、どの程度流出するかは、その形状や材質などにより大きく異なる。

草地・芝生の場合、降下した放射性物質はほとんどすべてその場にとどまるようだが、土の場合はいったん沈着した後、徐々に飛散・移動する。金属屋根等では、多くが雨樋から排水路へと流出するようだ。その後の状況にもっとも大きな変異があるのがアスファルトやコンクリートの舗装面である。舗装面には沈着しないと言っていた「専門家」もいたが、表面の凹凸が顕著であればより多くの放射性物質がとどまる傾向にある。グラウンドなどから放射性物質が付着した土が風雨や児童生徒の靴によって運ばれる場合には、グラウンドの場合とは逆に時間の経過に伴

い汚染が進行することになる。

配水管ではなく地面に放流される雨樋（たてどい）下の地面や側溝の汚染の激しさは、事故直後からすでに言われていたことである。グラウンドの放射線量が  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  を大きく下回る学校であっても、草地・芝生、側溝、たてどい下、舗装面の一部には高濃度の放射性物質が大量に蓄積している。原発から200km圏内の茨城県の場合、ほぼ全域にこうした汚染物質の集積箇所がある。

これらの場所は、今後数百年以上にわたって、放射線を出し続けるだろう。そして、いつかは必ずおこなわれる校舎建替えなどの建設工事や土木工事の際には、当然それらの部分が掘り起こされ、大量の汚染物質が撒き散らされることになる。

「特措法」運用の見直しが必要である。■

イルゴイエヌのモラル・ハラスメント論の白眉は、その「被害者」分析である。

「加害者は近くにいる者なら誰かれかまわず被害者に選ぶわけではない。自分と同じくモラル・ハラスメント的な行為をする者やそれに近い特徴を持つ妄想症の人間は注意深く避ける」。

「どうしてその被害者でなければならなかったのだろう？ それはまず加害者のそばにいたからであり、どういう形であれ加害者の邪魔になってしまったからである。」

「あらかじめ支配下におかれることによって、被害者は『ノー』

と言えない。また、当然のことながら、二人の間には相談がない。」

「被害者は身代わりのスケープゴート犠牲者であり、すべての責任を押し付けられる運命を負っている。……〔しかし、供犠におけるスケープゴート犠牲者と違って〕モラル・ハラスメントの被害者は神聖化されない。被害者は罪がないと見なされないだけでない。弱い人間と見なされるのだ。」

文部科学省のかつての「いじめ」定義は、モラル・ハラスメントの被害者を「弱い」者と見なす加害者や傍観者と同じ発想に立つものだった。（つづく）

## ○執行委員会より

モラル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの被害にあっている場合は、茨城県高等学校教職員組合に通報してください（職場の組合員または書記局〔電話 029-305-3075〕へ）

高教組として、所属長（校長）と交渉するほか、所属長によるハラスメントの場合には任命権者（茨城県教育委員会）に措置を求めます。

ハラスメントの被害者となってしまう場合、個人の力で跳ね返すことは困難です。茨城県高等学校教職員組合に加入して、ハラスメントとたたかうことを呼びかけます。■